

災害救助法の概要

○「災害救助法」(昭和22年10月18日法律第118号)

1 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

2 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い(法定受託事務)、市町村長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

3 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等(例 人口5,000人未満 住家全壊30世帯以上)に行う。

4 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 救助の種類

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| ① 避難所、 <u>応急仮設住宅の設置</u> | ⑥ 住宅の応急修理 |
| ② 食品、飲料水の給与 | ⑦ 学用品の給与 |
| ③ 被服、寝具等の給与 | ⑧ 埋葬 |
| ④ 医療、助産 | ⑨ 死体の捜索及び処理 |
| ⑤ 被災者の救出 | ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

(2) 救助の程度、方法及び期間

厚生労働大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行なう。

5 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

6 経費の支弁及び国庫負担

(1) 都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

(2) 国庫負担：(1)により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

- | | |
|---------------------------------|--------|
| ア 普通税収入見込額の 2/100以下の部分 | 50/100 |
| イ 普通税収入見込額の 2/100をこえ 4/100以下の部分 | 80/100 |
| ウ 普通税収入見込額の 4/100をこえる部分 | 90/100 |

7 災害救助基金について

(1) 積立義務(災害救助法第37条)

過去3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額(最少額500万円)を積み立てる義務が課せられている。

(2) 運用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 並びに実費弁償の基準（抜粋）

〔平成12年3月31日
厚生省告示第144号〕

改正 平成14年2月28日 厚生労働省告示第41号
改正 平成14年3月29日 厚生労働省告示第147号
改正 平成15年3月31日 厚生労働省告示第142号
改正 平成16年3月31日 厚生労働省告示第164号
改正 平成17年4月1日 厚生労働省告示第203号
改正 平成18年3月31日 厚生労働省告示第282号
改正 平成18年8月11日 厚生労働省告示第470号
改正 平成19年3月31日 厚生労働省告示第109号

第1章 救助の程度、方法及び期間

（収容施設の供与）

第2条 法第23条第1項第1号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 （略）

2 応急仮設住宅

- イ 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。
- ロ 1戸当たりの規模は、29.7㎡を標準とし、その設置のため支出できる費用は、2,326,000円以内とすること。
- ハ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、ロにかかわらず、別に定めるところによること。
- ニ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できること。
- ホ 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。
- ヘ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。
- ト 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとすること。

○ 災害救助法（抜粋）

（昭和二十二年十月十八日）
（法律第百十八号）

第一章 総則

第二十三条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- 二 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 災害にかかった者の救出
- 六 災害にかかった住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの